平成２４年（フ）第１６号
岩手県一関市山目字三反田90番地　市営三反田アパート318
債務者　木村有佳理
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第３１号
山形県東根市大字若木23番地の49
債務者　早坂　　徹
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５７号
山形市あさひ町５番13―101号　レジデンスＴＯＭＯあさひ町13
債務者　倉兼　春男
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６０号
山形県尾花沢市大字尾花沢3310番地８
債務者　加藤　芳幸
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６１号
山形県尾花沢市大字尾花沢3310番地８
債務者　加藤　宮子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２３号
愛知県知立市東栄１丁目55番地
債務者　能見　　俊
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
埼玉県越谷市大字上間久里140番地　マーブルハイツ201号
債務者　永恵　春芳
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
埼玉県春日部市藤塚2171番地468
債務者　飯岡　貞志
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
新潟県柏崎市大字堀2810番地36　プリンス優＆愛202
債務者　古川　隆仁
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
新潟県柏崎市原町４番49号
債務者　山田えみ子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
新潟県長岡市高町１丁目59番地59
債務者　丸山　　彩
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４０４号
札幌市白石区南郷通20丁目南８番１―402号
債務者　熊田　貴子（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７５号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番30―303号
債務者　長尾　昭二
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７８号
札幌市北区新琴似７条13丁目３番８号
債務者　長井　美香
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３８号
札幌市豊平区中の島１条３丁目５番１―202号
債務者　中村由喜江
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５４号
札幌市白石区本郷通８丁目南６番11号　クルーズハウス本郷通６号
債務者　草野　真弓
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７００号
札幌市南区真駒内柏丘11丁目１番100号　はなえーる
債務者　阿部美津子（旧姓清水・菅原）
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２号
山形県酒田市新井田町７番23号
債務者　阿部　　修
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　山形地方裁判所酒田支部